

佐賀県告示第12号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

令和8年1月20日

佐賀県知事 山口祥義

1 保安林予定森林の所在場所

鹿島市大字三河内字清地庵甲3531番、甲3532番、甲3538番、甲3542番1、甲3542番2、甲3543番、甲3544番1から甲3544番3まで、甲3546番、甲3547番1、甲3547番2、甲3549番、甲3552番、甲3553番、甲3555番、甲3556番、甲3559番、甲3561番、甲3563番、甲3564番、甲3566番、甲3568番1、甲3568番2、甲3569番、甲3571番、甲3572番1、字野方甲3573番から甲3577番まで、甲3579番、甲3581番、甲3583番から甲3586番まで、甲3588番から甲3590番まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

鹿島市大字三河内字清地庵甲3538番・甲3542番1・甲3542番2・甲3543番・甲3544番2・甲3547番1・甲3552番（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、字野方甲3577番・甲3579番・甲3588番・甲3589番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県農林水産部森林整備課及び鹿島市農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)